

小郡屋内プール子ども水泳教室 会員規約

第1条（名称・目的）

この教室の名称は、小郡屋内プール子ども水泳教室（以下本教室という）と称し、本教室の会員もしくは趣旨に賛同した者が、教室内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進・会員及び賛同者相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条（所在地）

本教室の事務所は、山口県山口市小郡下郷 221-4 山口市小郡屋内プール内におきます。

第3条（運営・管理）

本教室の施設は、山口市が所有し、指定管理者：ナカムラ・タタラゾウエン・ピークルーエッセ共同企業体（以下共同企業体という）が、運営・管理を行います。

第4条（指定水着）

本教室が認めた場合を除き指定水着での練習参加となります。

第5条（指導日時）

会員は、別に定められた指導内容及び時間割によって指導を受けることができます。

第6条（指導内容）

本教室は、指導要項及び細目を設置します。指導要項及び細目に基づく個別的・具体的指導方法は、指導担当及びコーチが決定し実施します。

第7条（休業日）

本教室は、会場整備・その他やむを得ない理由が発生した場合に限り休業することがあります。ただし、緊急事態発生以外で教室側の事由により休業する場合は、事前に会員に通知します。

第8条（入会資格）

本教室に入会できる者は、教室に定められた資格に該当し、本教室の趣旨に賛同した者とします。ただし、下記各号に該当する者は入会資格を有しないものとします。

- (1) 暴力団関係者・薬物常用者・刺青をした者等
- (2) 本教室が不適当と認めた者

第9条（入会手続）

入会希望者は、別に定める入会申込書及び入会アンケートに必要事項を記入・押印し、入会金及び会費等を添えて提出してください。

第10条（入会金・諸会費・諸料金の金額・支払方法・支払時期等）

入会金・諸会費・諸料金等の金額については、共同企業体が別にこれを定めます。支払い方法は全て現金支払いとなります。会費の支払は、原則として利用月（本教室が定めるカレンダー）1週目最終日迄にお支払いください。但、入会時の月会費の支払いは第9条に定める通りです。

第11条（欠席振替・クラス変更・休会届について）

- (1) 教室を欠席する場合は専用アプリにて教室開始30分前までに連絡をした場合のみ振替を取る事が出来ます。振替については希望する教室の始まる30分前までに専用アプリでお取り置き、入館時振替料金を現金にてお支払いください。尚、振替先が定員に達している場合はご希望にお応え出来ません。回数、期間については在籍中であれば制限はありません。
- (2) 教室の曜日、時間の変更を希望される場合は受付までお申しつけください。定員に達していない場合のみ変更可能となります。変更希望はお電話でも受付できます。
- (3) 休会する場合は、別に定める休会届に記入し、休会月(本教室が定めるカレンダー)の1週目最終日までに休会届を自筆で記入し休会費を添えて受付まで提出してください。1週目(本教室が定めるカレンダー)に受講されていれば月会費の返金は致しません。

第12条（会費等の返金について）

いったん納入した入会金・諸会費・諸料金等は、原則として返金いたしません。

第13条（入会金・諸会費・諸料金の変更）

共同企業体は、経済情勢等の変動に応じて入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することがあります。その場合は変更する1ヵ月前までに新料金表を郵送させていただきます。

第14条（事故の責任）

- (1) 会員が本教室の練習中に身体上の障害を受けたときは、その会員がコーチの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本教室は損害賠償の責任を負うものとします。また、場内管理の定めに従わないために発生した盗難については、本教室は損害賠償責任を負わないものとします。
- (2) 会員が本教室の練習中において心臓病等先天性疾患を原因とする事故は本教室は損害賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 会員カード、ロッカーキーを紛失した場合は実費現金にてお支払い下さい。

第 15 条（会員のモラル）

- (1) 会場内では管理者・コーチの指示に従い、ルールを守りましょう。
- (2) 秩序を守り、本教室の目的に沿うよう努力しましょう。
- (3) チーム・ワークを守り、会員が明朗活発なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとりましょう。

第 16 条（入場禁止・退場）

本教室は、会員及びその保護者が下記の項の一つに該当する場合は、その会員の小郡屋内プールへの入場禁止及び、退場を命じることがあります。

- (1) 伝染病に罹患しているとき
- (2) 酒気を帯びているとき
- (3) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき
- (4) 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき
- (5) ペットを持ち込んだとき

第 17 条（除名）

- (1) 正当な理由がなく諸会費の納入を一回でも怠った時
- (2) 第 15 条の会員のモラルに違反したとき
- (3) 他の会員または保護者に迷惑をかけたり不快な思いをさせたとき
- (4) 利用規約に違反したとき
- (5) その他、本教室が、当該会員及び保護者が利用を継続することが不適切と判断したとき

第 18 条（退会について）

退会する場合は、別に定める退会届に自筆で記入し、退会しようとする月の月末（本教室が定めるカレンダーの4週目最終日）までに受付まで提出してください。又、教室最終日に会員カードをご返却ください。

第 19 条（会員資格の喪失）

会員は、つぎの場合に会員資格を喪失します。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が除名されたとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 共同企業体が解散したとき

第 20 条（利用規約の改定）

本教室は、この利用規約を改定することができ、会員及び保護者は改定後の利用規約に従うものとします。利用規約を改定する際は、2 週間前から、教室に掲示をし、専用アプリでメールを送信するものとします。